

京成自動車工業株式会社	グリーン調達基準書 文書番号 ER3-01	改訂版：12	発行日：2026 年 07 月 14 日
-------------	--------------------------	--------	----------------------

グリーン調達基準書

(2004 年 11 月 01 日制定)

(2026 年 07 月 14 日実施)

京成自動車工業株式会社
千葉県市川市東大和田二丁目 5 番 3 号

京成自動車工業株式会社	グリーン調達基準書 文書番号 ER3-01	改訂版：12	発行日：2026 年 07 月 14 日
-------------	--------------------------	--------	----------------------

グリーン調達基準書改訂履歴

版	制定・改訂年月日	改訂・変更内容	承認	作成
00	2004 年 11 月 01 日 (実施 2005.4.1)	初版発行	桜井	皆川
01	2005 年 06 月 15 日	「別紙 2」 不使用保証書及び「別紙 4」 化学物質リストに レベル 1 禁止物質として、化審法及び JGPSSI ガイドライン に基づき、短鎖型塩化パラフィン（炭素 10～13）の意図的 添加の禁止を追加した	桜井	皆川
02	2006 年 04 月 01 日	1. IV－1 含有・付着禁止化学物質の不使用と「不使用保証書」 の提出 本文末尾に、法規制値以下の含有等は使用可能であるが、 この場合は、含有量の報告が必要であることを明記した 2. [関連文書] を次のとおり変更した (別紙 1 及び 2 は従来どおり) 別紙 3 レベル 1 含有・付着禁止物質の含有量等 調査票 別紙 4 レベル 2 削減対象物質含有量等調査票 別紙 5 グリーン調達・化学物質リスト 別紙 6 鉛フリーはんだ参考資料 (JEITA 鉛フリーはんだ実用化ロードマップ) 2. 別紙 5 グリーン調達・化学物質リスト ① [レベル 1 含有・付着禁止物質群] の表中 ・規制値等を追記した ・新規にポリ塩化ビニル (PVC) 及びその化合物を加えた (PVC については松下電器グループにおいて 2006 年 3 月 で全廃のため) ②新規に、レベル 1 の規制対象用途及び適用除外について 一覧表にして追記した	小峯	皆川
03	2006 年 09 月 16 日	1. 従来、別紙 5 「化学物質リスト」に掲載していた 化学物質の規制に関する記述及び不使用保証並びに含有量 調査に関する記述を、基準書本文に置き換え、化学物質リ ストは物質名のリストとした 2. 新たに判明した用途別規制値を追加記述した	小峯	皆川
04	2006 年 12 月 15 日	1. IV－1 規制レベル レベル 1 の規制値未満の含有量証明を廃した 2. IV－2 レベル 1 含有・付着禁止物質群 物質群の表示方法を改めた 3. 別紙 1 環境管理への取組み等に関する調査票を 基準書 II－2 評価選定基準に合致した内容に改めた	小峯	皆川
05	2008 年 04 年 01 日	[問合せ先] 資材課のファックス番号変更	加賀田	皆川
06	2009 年 04 月 01 日	1. 「環境理念」を削除し「企業理念」とした 2. IV－2 【主な海外の法規制】 表中の「松下電器産業」を「パナソニック」へ、「ソニー」 を「ソニーEMCS」に社名を改めた ①ELV指令（自動車のリサイクル指令）」を追加した	加賀田	皆川
07	2011 年 04 月 01 日	1. 「環境方針」の変更 2. IV－2、IV－3 レベル 1 含有・付着禁止物質群等の表示 方法を改める	加賀田	小峯

京成自動車工業株式会社	グリーン調達基準書 文書番号 ER3-01	改訂版：12	発行日：2026 年 07 月 14 日
-------------	--------------------------	--------	----------------------

版	制定・改訂年月日	改訂・変更内容	承認	作成
08	2013 年 07 月 19 日	I－1. e) 「環境配慮型製品」を「搭載設計」に改めた II－1. 1) 「京成自動車工業は」を「当社は」に改めた V－1. 「京成自動車工業は」を「当社は」に改めた 問合せ先：生産管理部・設計部を削除した 総務部総務課と ISO 推進室の電話番号を各直通番号に改めた	金子	小峯
09	2017 年 04 月 01 日	組織改定による見直し改訂	金子	小峯
10	2018 年 04 月 01 日	組織改定による見直し改訂	大塚	小峯
11	2023 年 04 月 01 日	組織改定による見直し改訂 I－1.2 b) MSDS→SDS 名称変更 V－3. MSDS→SDS 名称変更	丸山	伊藤
12	2026 年 07 月 14 日	組織改定による見直し改訂 「管理部購買課」及び「管理部品質保証課」へ名称変更	丸山	伊藤

目 次

I. 環境方針とグリーン調達	4
I-1 環境負荷低減への当社の取り組み	
1) 製造事業者としての取り組み（当社）	
2) 供給者様とのパートナーシップによる取り組み	
II. グリーン調達基準	4
II-1 目的と適用範囲	
1) グリーン調達の目的	
2) グリーン調達の適用範囲	
II-2 供給者様の評価及び選定の基準	
1) 環境管理への取り組み姿勢の評価	
2) 納入資材等への 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）等環境配慮状況の評価	
3) 納入資材等に含有する有害化学物質に対する配慮状況の評価	
4) 評価の点数及び選定の基準	
III. 供給者様における環境管理状況の調査	5
III-1 調査票の送付	
IV. 有害化学物質の排除及び管理基準	5
IV-1 規制レベル	
IV-2 レベル 1 含有・付着禁止物質群	
IV-3 レベル 1 含有・付着禁止物質の規制対象用途及び適用除外	
V. 不使用保証と含有量報告	8
V-1 レベル 1 含有・付着禁止物質の不使用と「不使用保証書」の提出	
V-2 レベル 2 削減対象物質の含有量報告	
V-3 レベル 3 管理対象物質の含有量調査	
VI. 供給者様へのお願い	9
VI-1 鉛フリーハンダ化の推進	
VI-2 供給者様におけるグリーン購入の推進	
VI-3 納入資材等の引取り	
「別紙 1」 環境管理への取り組み等に関する調査票	
「別紙 2」 納入資材等の含有・付着禁止化学物質の不使用保証書	
「別紙 3」 レベル 1 含有・付着禁止化学物質の含有量等調査票	
「別紙 4」 レベル 2 削減対象化学物質含有量等調査票	
「別紙 5」 グリーン調達・化学物質リスト	
「別紙 6」 鉛フリーはんだ参考資料（JEITA 鉛フリーはんだ実用化ロードマップ）	

I. 環境方針とグリーン調達

【企業理念】（抜粋）

「当社は、車という移動媒体を社会に密着したサービスに結びつけ人々の健康管理と情報社会の一翼を担い、高度文明会社の構築に貢献する。」

【環境方針】（抜粋）

当社の製品、活動の技術的・経済的な事情及び実行・実現の可能性を考慮した範囲において

- ① 省エネルギー（電気使用量の削減）
- ② 省資源（OA用紙の使用量削減）
- ③ 廃棄物の削減
- ④ 環境影響の少ない製品の提供（日本自動車車体工業会環境基準適合車）
を推進するための環境マネジメントシステム。

I-1. 環境負荷低減への当社の取り組み

持続可能な循環型社会の形成に寄与するため、資材調達、製造、お客様の使用、廃棄に至る当社製品のライフサイクルにおける環境負荷の低減に努める。

1) 製造事業者としての取り組み（当社）

- a) 資源の有効活用（省資源）
- b) エネルギーの有効利用（省エネルギー）
- c) 有害化学物質（環境リスク物質）による汚染の回避
- d) 廃棄物発生抑制（リデュース）、再利用の容易化（リユース）、再生利用の容易化（リサイクル）
- e) 前各号に配慮した搭載設計・提供

2) 供給者様とのパートナーシップによる取り組み

- a) 環境負荷の小さい商品、部品、材料の供給をお願いし、当社はこれらを優先して購入する。（グリーン調達）
- b) 製品環境情報の開示、SDSの提供等、互いに環境情報に関するコミュニケーションを図る。
- c) 供給者様における環境管理の推進をお願いする。

II. グリーン調達基準

II-1. 目的と適用範囲

1) グリーン調達の目的

当社は、事業活動による環境負荷の低減を図るとともに、環境に配慮した製品をお客様に提供することにより、環境汚染の防止及び循環型社会の実現に寄与することを目指します。

2) グリーン調達の適用範囲

この基準は、当社に納入頂く全ての製品、部品、材料等（以下「納入資材等」という）の調達活動に適用します。

II-2. 供給者様の評価及び選定の基準

当社では、品質管理の観点から「品質」、「納期」、「価格」を中心とした供給者評価を実施しておりますが、これに「環境への配慮」を加えた評価を行ない、総合評価点の高い供給者様へ優先して発注させていただきます。「環境への配慮」に関する評価・選定の基準は次のとおりです。

京成自動車工業株式会社	グリーン調達基準書 文書番号 ER3-01	改訂版：12	発行日：2026 年 07 月 14 日
-------------	--------------------------	--------	----------------------

1) 環境管理への取り組み姿勢の評価

- 評価—A：ISO14001 又は他の環境規格の第三者認証登録を受け、環境マネジメントシステムを構築している（得点 5 点）
 評価—B：ISO14001 等の認証取得を計画し、活動中である（得点 4 点）
 評価—C：ISO14001 等の認証取得計画はないが、ISO14001 等の規格に沿った活動もしくは独自の環境管理システムを構築し実施している（得点 3 点）
 評価—D：環境管理の必要性を認識し、ある程度の取り組みを実施している（得点 2 点）
 評価—E：環境管理への取り組みはしていない（得点 1 点）

2) 納入資材等への 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）等配慮状況の評価

- 評価—A：省資源、省エネルギー、再使用の容易化、長寿命化、リサイクルの可能性、分解・処分の容易性 のうち関連するものすべてに配慮している（得点 5 点）
 評価—B：A の 6 項目中、関連するものの大部分に配慮している（得点 4 点）
 評価—C：A の 6 項目中、関連するもののうち約半数に配慮している（得点 3 点）
 評価—D：A の 6 項目中、関連するもののうち一部に配慮している（得点 2 点）
 評価—E：いずれにも配慮していない（得点 1 点）

3) 納入資材等に含有する有害化学物質に対する配慮状況の評価

- 別紙 5 「グリーン調達・化学物質リスト」に定める
 レベル 1 「含有・付着禁止化学物質」
 レベル 2 「削減対象化学物質」
 レベル 3 「管理対象化学物質」
 について、レベルに応じた対応（不使用、削減の努力、使用量・排出量の管理等）がなされているかについて評価させていただきます。
 評価—A：法規制の遵守を含め、各レベルに応じた対応を確実にしている（得点 5 点）
 評価—B：法規制の遵守を含めレベル 1・2 については確実に対応している（得点 4 点）
 評価—C：レベル 1 については確実に対応している（得点 3 点）
 評価—D：レベル 1 に対応するための計画ができていない（得点 2 点）
 評価—E：レベル 1 に対応する計画は無い（得点 1 点）

4) 評価点及び選定基準

- 各評価項目の得点を合計し、次のとおり環境評価点に換算する。
- ・得点 13 点以上を環境評価点 5 点
 - ・得点 12 点～10 点を環境評価点 4 点
 - ・得点 9 点～7 点を環境評価点 3 点
 - ・得点 6 点～4 点を環境評価点 2 点
 - ・得点 3 点以下を環境評価点 1 点
- これに従来の「品質」「納期」「価格」等の評価を加えた総合点の高い供給者様を優先し、発注します。但し、環境評価点が 1 点の供給者様には原則として発注せず、環境管理状況が改善された時点で再度評価させていただきます。
- なお、環境評価点の如何にかかわらず禁止物質（レベル 1 物質）が含有している物品は納入できません。

III. 供給者様に対する環境管理状況の調査

III-1. 調査票の送付

前記 II-2 の各項目について、供給者様に調査票を送付させていただきます。
 現状を正しく記入のうえ返送をお願いします。

IV. 有害化学物質の排除及び管理基準

[この基準は法的要求事項及びグリーン調達に関する当社顧客の要求事項を基に、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）のガイドライン・調査マニュアルを参考にして作成しています]

京成自動車工業株式会社	グリーン調達基準書 文書番号 ER3-01	改訂版：12	発行日：2026 年 07 月 14 日
-------------	--------------------------	--------	----------------------

IV-1. 規制レベル

「レベル1」：法令及び当社顧客によりその製造又は、使用が禁止され、もしくは制限されている物質です。(法規制値未満の含有は容認します)

「レベル2」：法令においてその使用が規制され又は、顧客により将来禁止もしくは数値規制される可能性が高い物質です。

IV-2. レベル1 含有・付着禁止物質群 (物質により適用除外用途があります IV-3 参照)

物 質 群	法 規 制 (値)	法 令 等
カドミウム及びその化合物	包装材 (重金属合計 100ppm) 上記以外 100ppm	EU/RoHS・ELV、 デンマークカドミウム禁止命令 米国包装材重金属規則、他
六価クロム化合物	包装材 (重金属合計 100ppm) クロメート処理 100ppm 上記以外 1000ppm未満	EU/RoHS・ELV、 米国包装材重金属規則等
鉛及びその化合物	包装材 (重金属合計 100ppm) 樹脂、塗料、インキは 100ppm	EU/RoHS・ELV、 米国包装材重金属規則等
水銀及びその化合物	包装材 (重金属合計 100ppm) 上記以外 1000ppm 未満	EU/RoHS・ELV、 米国包装材重金属規則等
特定有機スズ化合物 ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO) トリブチルスズ類(TBT 類) トリフェニルスズ類(TPT 類)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	化審法、ドイツ化学品禁止規則等
特定臭素系難燃剤 ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類) ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	EU/RoHS、ドイツダイオキシン 法令等
有機塩素系化合物 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、他 ポリ塩化ナフタレン (塩素数 3 以上) 短鎖型塩化パラフィン (炭素数 10~13)	意図的使用禁止	化審法、EU規制等
ポリ塩化ビニル (PVC) 及びその混合物		パナソニック・ソニー自主規制、他
アスベスト類	意図的使用禁止かつ 1000ppm未満	安衛法、EU規制等
特定アミンを形成する アゾ顔料、染料	意図的使用禁止かつ 特定アミンとして 30mg/kg(30ppm)未満	EU 規制等、ドイツ日用品規則 化審法、安衛法、EU 規制等
オゾン層破壊物質 (CFC, ハロン)	意図的使用禁止	オゾン層保護法、モントリオール議定書、他
パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) とその塩、及びパーフルオロオクタ ンスルホン酸フルオリド(PFOSF)	意図的使用禁止	化審法、EU規制等
特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的使用禁止	化審法
ジメチルホルムアミド (ホルムアルデヒド DMF)	意図的使用禁止かつ 0.1ppm 未満	欧州委員会決定の緊急法規 2009/251/E C
ホルムアルデヒド	木工製品、合板 0.5mg/L 0.15 mg/m ³ (デンマーク) 0.1ppm (ドイツ)	パナソニック他当社顧客規制基準 デンマークホルマリン法令 ドイツダイオキシン法令

京成自動車工業株式会社	グリーン調達基準書 文書番号 ER3-01	改訂版：12	発行日：2026 年 07 月 14 日
-------------	--------------------------	--------	----------------------

[参考] 【主な国内の法規制】

- ① 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(略称：化審法)
- ② 「労働安全衛生法」
- ③ 「特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律」(略称：オゾン層保護法) 他

【主な海外の法規制】

- ① 「EU特定有害物質使用禁止 (RoHS) 指令・(ELV) 指令 (自動車のリサイクル指令)」
- ② 「包装及び包装廃棄物に関する欧州議会及び理事会指令」
- ③ 「ドイツ化学品禁止規則」
- ④ デンマークホルマリン法令
- ⑤ 米国包装材重金属規則 他

IV-3. レベル1含有・付着禁止物質の規制対象用途、規制値及び適用除外

化学物質名	規制対象用途及び規制値	適用除外
カドミウム及びその化合物	・包装材 100ppm (重金属合計) ・プラスチック安定剤、顔料、染料、塗料、インキ、100ppm ・メッキ、コーティングは禁止	・高信頼性電気接点で代替がないもの ・電池材料としての用途 ・光学ガラス、フィルターガラスに含まれるカドミウム
六価クロム及びその化合物	・包装材 100ppm (重金属合計) ・その他の用途は禁止 (塗料、顔料、インキ等) ・クロメート処理部材 100ppm	吸収式冷蔵庫の炭素鋼製冷却システムの防錆処理
鉛及びその化合物	・包装材 100ppm (重金属合計) ・樹脂、塗料、インキ 300ppm ・鉛フリーはんだ、ランプ用ガラス、金属材料 500ppm ・その他のすべての用途で使用禁止	・高融点はんだの中の鉛 (鉛を 85wt%超えて含有する錫/鉛はんだ合金等) ・電子セラミック部品の中の鉛 (圧着素子、セラミック誘電材料等) ・陰極線管、電子部品及び蛍光管のガラスの中に含まれる鉛 ・光学ガラス、フィルターガラスの中に含まれる鉛 ・サーバー、記憶装置、電気通信設備等ネットワーク基盤設備のはんだに含まれる鉛 ・電池材料としての用途 ・合金成分として含有濃度が 鋼材：0.35wt%未満 アルミニウム合金：0.4wt%未満 銅合金：4wt%未満のもの ・集積回路パッケージの内部半導体 ダイ及びキャリア間の電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・鉛青銅製の軸受胴及びブッシングに含まれる鉛 ・放射線遮断用途の板鉛

京成自動車工業株式会社	グリーン調達基準書 文書番号 ER3-01	改訂版：12	発行日：2026 年 07 月 14 日
-------------	--------------------------	--------	----------------------

化学物質名	規制対象用途及び規制値	適用除外
水銀及びその化合物	禁止： ・塗料、顔料、インキ ・時間計算のインジケータ ・水銀を接点に用いたりレー、スイッチ、センサー ・プラスチックへの調剤 その他適用除外としたもの以外の全ての用途で禁止	・小型蛍光灯で1本当たり 5mg 以内 ・一般目的用の直管蛍光灯に含有する次の数値を超えないもの - ハロリン酸塩（ハロリン） 10mg - 長寿命型に含まれる三リン酸塩 8mg - 普通寿命型に含まれる三リン酸塩 5mg ・特別目的用途の直管蛍光灯に含まれる水銀 ・電池材料としての用途 ・RoHS 指令に定めのないその他のランプに含まれる
特定有機スズ化合物 ビス(トリブチルスズ)＝オキシド TBTO トリブチルスズ類(TBT 類) トリフェニルスズ類(TPT 類)	すべての用途で禁止 1000ppm (0.1wt%) ・塗料、顔料、防腐剤 ・塗料、顔料、安定剤	—
特定臭素系難燃剤 ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類) ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	すべての用途で禁止 1000ppm (0.1wt%) ・難燃剤	—
有機塩素系化合物 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、他 ポリ塩化ナフタレン(塩素数3以上) 短鎖型塩化パラフィン(炭素数10～13)	すべての用途で禁止 ・絶縁油、潤滑油、電気絶縁材他 ・潤滑剤、塗料、安定剤、難燃剤他 ・PVC 用可塑剤、難燃剤	—
ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物	使用制限 ・電源コード、配線用ビニル電線、パイプ、ホース、シート、絶縁テープ等の用途	・磁気塗料バインダー用途 ・フタル酸エステル類が含有していないもの ・高品質を維持できる代替品がないもの ・顧客より指定された場合
アスベスト類	すべての用途で禁止 1000ppm (0.1wt%) ・絶縁体、充填材、ブレーキパッド他	—
特定アミンを形成するアゾ顔料、染料	人の皮膚又は口腔に直接かつ長時間接触する可能性があるもの 30mg/kg 30ppm 未満 (履物、手袋、腕時計バンド、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ、ショルダーベルト等)	人の皮膚又は口腔に直接かつ長時間接触する可能性がないもの
オゾン層破壊物質(CFC、ハロン)	すべての用途で禁止 ・冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	—

京成自動車工業株式会社	グリーン調達基準書 文書番号 ER3-01	改訂版：12	発行日：2026 年 07 月 14 日
-------------	--------------------------	--------	----------------------

化学物質名	規制対象用途及び規制値	適用除外
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)とその塩、及びパーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOSF)	すべての用途で意図的使用禁止 ・フィルムとプラスチックの帯電防止剤	・業務用写真フィルム ・半導体用のレジスト
特定ベンゾトリアゾール 2—(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	すべての用途で意図的使用禁止 ・プラスチック樹脂用紫外線吸収剤 ・プラスチック建材 ・昇華転写型写真のコーティング樹脂	—
ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル DMF)	すべての用途で禁止 0.1ppm 未満 ・防湿剤、防カビ剤	—
ホルムアルデヒド	・パーティクルボード、MDFを用いた木工製品、合板材等で車両の内部に使用するもの 0.5mg/L (J I Sデシケータ法による) EU向けの場合 [0.1ppm (ドイツ)] [0.15mg/m ³ (デンマーク)]	—

V. 不使用保証と含有量報告

V-1. レベル1含有・付着禁止化学物質の不使用と「不使用保証書」の提出

当社では、当社のお客様に対し、禁止化学物質の不使用を約束しております。
 供給者様よりの納入資材等に禁止化学物質（レベル1）が含有している場合は、当社製品の製造には使用することが出来ません。
 納入資材等に禁止化学物質が含有されていないことを、供給者様に保証して頂くため、有害化学物質を含有している物品もしくは含有している可能性のある物品の供給者様には「含有・付着禁止化学物質の不使用保証書」を提出して頂きます。
 法規制値がある物質は規制値未満の含有は容認します。なお、規制値以上含有する場合は別紙3（レベル1付着・含有禁止物質の含有量等調査票）により含有量の報告をお願い致します。

V-2. レベル2削減対象物質の含有量報告

納入資材等に削減対象化学物質（レベル2）が含有している場合は、別紙4「削減対象物質含有量調査票」を納入時に添付していただきます。

V-3. レベル3管理対象化学物質の含有量調査

納入資材等の管理対象化学物質（レベル3）含有状況に関する調査（SDSを含む）を必要に応じて実施します。

VI. 供給者様へのお願い

VI-1. 鉛フリーはんだ化の推進

鉛はんだを使用している供給者様は、鉛フリーはんだへの転換をお願い致します。
 (別紙6参照)

VI-2. グリーン購入の推進

供給者様が、当社への納入資材を調達される場合、環境負荷低減に向け積極的にグリーン購入を推進して頂くようお願い致します。

京成自動車工業株式会社	グリーン調達基準書 文書番号 ER3-01	改訂版：12	発行日：2026 年 07 月 14 日
-------------	--------------------------	--------	----------------------

VI-3. 納入資材等の引取り

供給者様が、当社への納入資材等に含有する有害化学物質に関し、情報を開示して頂けない場合、
或いは使用禁止物質が含有していることが判明した場合は、当該納入資材等の引取りをお願いする
ことがあります。

[関連文書]

- 別紙1 環境管理への取り組み等に関する調査票
- 別紙2 納入資材等の含有・付着禁止化学物質の不使用保証書
- 別紙3 レベル1 含有・付着禁止物質の含有量等調査票
- 別紙4 レベル2 削減対象化学物質含有量等調査票
- 別紙5 グリーン調達・化学物質リスト
- 別紙6 鉛フリーはんだ参考資料（JEITA 鉛フリーはんだ実用化ロードマップ）

[問合せ先]

京成自動車工業株式会社

管理部購買課	(購買担当) (化学物質管理担当)	Tel 047-377-0194	Fax 047-377-5501
--------	----------------------	------------------	------------------

管理部品質保証課	(ISO14001 管理担当)	Tel 047-377-0134	Fax 047-377-0138
----------	-----------------	------------------	------------------